

【情報公開法の制度運営に関する検討会】ヒアリング用意見書メモ

毎日新聞東京社会部記者 宮澤 勲

《問題点》

■開示までの期間について

- ① 申請から開示までの期限が守られていない。
- ② 不服申し立てから審査会への諮問まで、期限がない。
- ③ 答申から開示まで、期限がない。
- ④ ①②③の結果、役所の都合で資料入手まで何年も待たされる

【例】2002年6月に林野庁に開示請求。行政不服審査会の決定を受け、不十分ながら開示されたのは今年4月30日。1年10か月もかかっている。総務省の調査でも各省庁の「開示期限破り」の傾向が明白。

■開示内容

- ①「黒塗り」(部分開示)、不開示が場当たりで恣意的。「個人情報」の定義があいまい
- ②不透明な「不存在」

■必要文書の特定

- ①「ファイル管理簿」はタイトルのみの場合が多い。使い勝手が悪い

■マスコミの立場で、逆に情報にアクセスしづらくなった面も

- ①以前は担当部署での取材で入手できた書類も、法律試行後は「情報公開法に基づいて請求して欲しい」と言われることが多くなった。

以上